

令第4号物件 一工事用施設一

A 工事用板囲、足場、落下防護用施設

(方針)

極力抑制すべきであるので、次の各項すべてに該当する場合で、真にやむを得ない場合に限り認めることができる。

- 1 道路の敷地外に余地がないためにやむを得ないもの。
- 2 歩行者及び通行者の安全が確保できるもの。
- 3 一時的なもので、必要最小限の大きさのものであること。

(位置)

1 工事用板囲、足場

(1) 地面に接して設ける場合

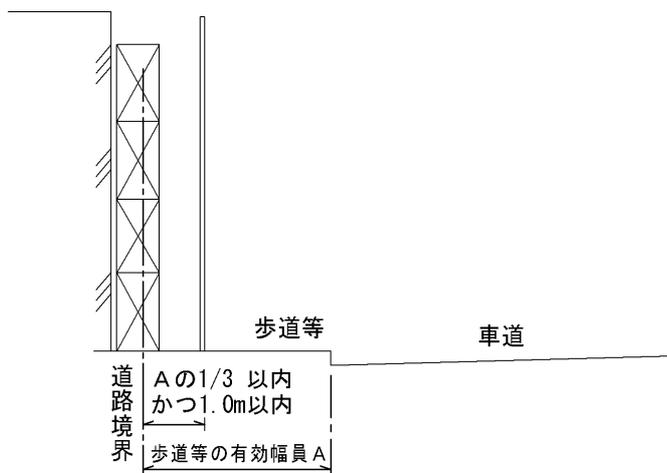
ア歩道等に設置する場合の出幅は、歩道等の有効幅員の3分の1以内かつ路端から

1.0メートル以内とすること。ただし、やむを得ない場合は、路端から1.0メートル以内とし、歩行者等の通行に支障がないように十分配慮すること。

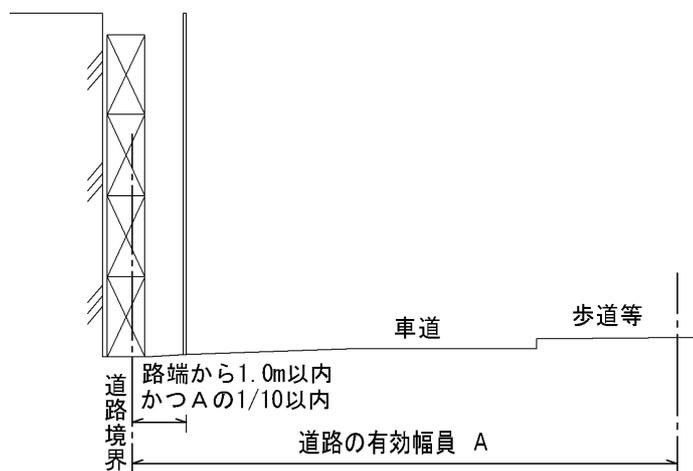
イ車道に設置する場合の出幅は、路端から1.0メートル以内、かつ道路有効幅員の10分の1以内とし、歩行者等の通行に支障がないように十分配慮すること。

ウ消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は認めない。

歩道等に設置する場合



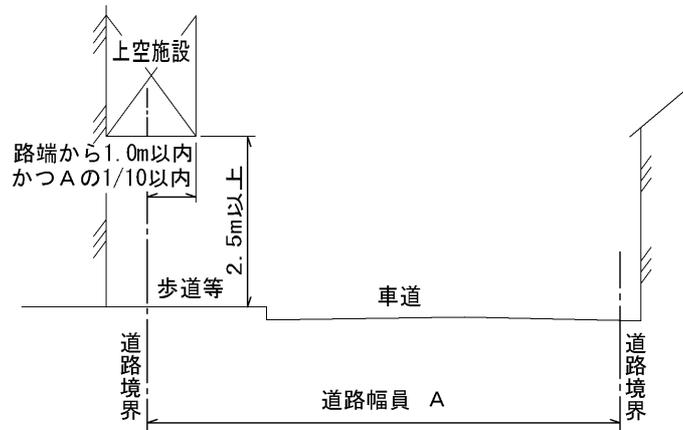
車道に設置する場合



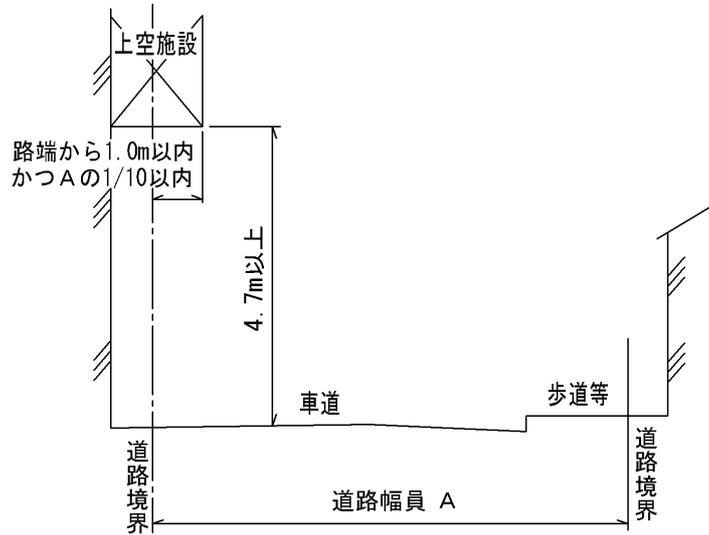
(2) 地面に接しないで設ける場合

ア出幅は、路端から1.0メートル以内、かつ道路幅員の10分の1以内とすること。

歩道等側



車道側



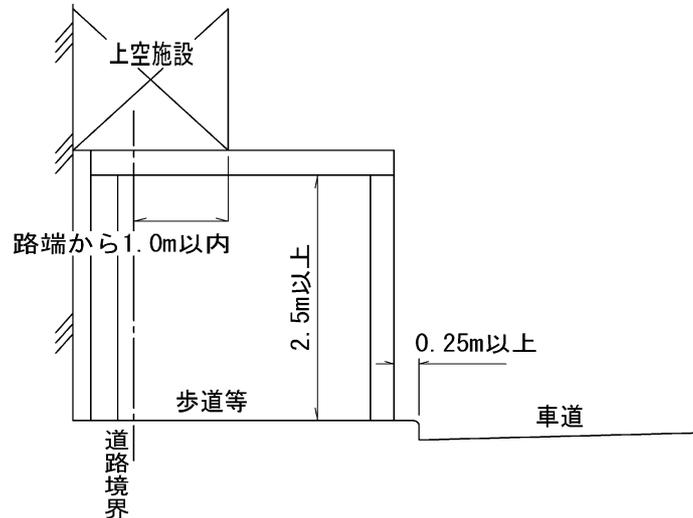
(3) 支柱を建柱して設ける場合

ア歩車道区分のある道路歩道上に限り設置できるものとする。

イ支柱は、歩車道等境界線から0.25メートル以上歩道寄りに離れた位置に設けるとともに、歩行者の通行に支障がないように十分配慮すること。

ウ足場等の出幅は、路端から1.0メートル以内とすること。

エ支柱が、消火栓、マンホール等の使用に支障のある場合は、認めない。



2 落下防護用施設

(1) 出幅は、歩行者等の安全が確保される範囲において必要最小限とすること。

(2) 信号機又は道路標識の効用を妨げない位置に設置すること。

3 総則第5条及び第7条から第11条までに適合すること。

(構造)

1 工事中用板囲及び足場を地面に接しないで又は支柱を建柱して設ける場合、並びに落下防護用施設を設ける場合、施設の最下端と路面との距離は、歩道においては2.5メートル以上、車道においては4.7メートル以上とすること。

2 道路の交差部に板囲を設ける場合には、隅切りをすること。

3 足場の前面にはシート又は金網等を張ること。

4 落下防護用施設は、工具及び建設資材等の道路への落下を防止できるものとする。

5 必要に応じ適当な照明施設等を設け、安全対策に十分留意すること。

6 相当強度の風雨、地震等に耐える堅固なもので、倒壊、落下、はく離等により道路の構造又は交通に支障を及ぼさないものとする。

(その他)

1 橋りょうに吊り下げる形態の足場は、橋りょうの耐荷重とその構造等に支障を及ぼさない限り、設置することを認めることができる。